

## 総務環境常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年9月14日（月）午前9時58分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	徳田 修和 君	副委員長	松枝 正浩 君
委員	山口 仁美 君	委員	愛甲 信雄 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	前川原 正人 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員	山田 龍治 君	議員	宮田 竜二 君
議員	平原 志保 君	議員	植山 利博 君

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	総務部参事兼総務課長	小倉 正実 君
総務課主幹	鎌田 富美代 君	総務課人事研修グループ主査	宮原 健介 君
総務課人事研修グループ主任主事	山下 祐樹 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	池田 宏幸 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	環境衛生課主幹	末松 正純 君
市民活動推進課道義高揚推進室長	山口 留美子 君	市民活動推進課市民環境政策・国際交流GSL	原田 聡 君
環境衛生課衛生施設グループ主査	塩満 慶太 君		
消防局次長兼総務課長	堀ノ内 剛 君	警防課長	細山田 孝美 君
警防課救急救助係長	徳田 陽介 君		

- 6 本委員会に出席した陳述人は次のとおりである。

なし

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 森 伸太郎 君

- 8 本委員会の付託及び調査案件は次のとおりである。

議案第56号 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第58号 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

所管事務調査 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時58分」

### ○委員長（徳田修和君）

ただいまから、総務環境常任委員会を開会します。本日は、去る9月8日の本会議で、当委員会に付託されました議案2件の審査及び所管事務調査を行います。ここで委員の皆さまにお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました、次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

### △ 議案第56号 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第56号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

議案第56号「霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」は、人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことを踏まえ、本市職員の特殊勤務手当の見直しを図るとともに、新型コロナウイルス感染症に係る防疫等作業手当の特例を定めるため、本条例の所要の改正をしようとするものです。改正の詳細につきましては、小倉総務課長が説明しますので、御審査くださいますようお願いいたします。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

それでは、議案第56号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、御説明いたします。議案の1ページ、新旧対照表の1ページを御覧ください。第2条第2号及び第4条の見出し及び同条第1項中「防疫手当」を「防疫等作業手当」に改めるものです。これは、国の規則が、防疫等作業手当となっていることから、今回、これに準じて改正するものです。次に、附則に防疫等作業手当の特例を新たに追加し、規定しようとするものです。これは、参考資料の1ページ、令和2年3月18日付け「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例について」により人事院規則の一部を改正する規則が公布された旨の通知がありました。内容としましては、参考資料4ページ、第7条、職員が、新型コロナウイルス感染症が流行している地域を発航した航空機若しくは航行中に新型コロナウイルス感染症の患者があった船舶のうち人事院が定めるものの内部又はこれに準ずる区域として人事院が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置にかかる作業であって人事院が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給するとしたものです。参考資料の5ページ、手当の額は、作業に従事した日、1日につき3,000円とし、ただし新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他人事院がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円とされています。また、参考資料6ページ、令和2年4月21日付け「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」の下から9行目、「全国で新型コロナウイルス感染症が急速に拡大し、各地方公共団体において病院や宿泊施設等での患者収容の増加が見られる中、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる病院や宿泊施設等の内部並びにこれら施設への移動時の動線上及び車内についても、作業場所の要件に該当しうるようになることに御留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。」との通知がありましたことから、今回、これに準じて改正するものであります。なお、手当の額につきましては、鹿児島県等を参考に、4,000円以内とし、具体的には規程において定めることとしております。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○副委員長（松枝正浩君）

今、課長の口述で、人事院規則の改正に準じて改正するものということで、鹿児島県等を参考に4,000円以内ということでお話があったのですけれども、今この人事院勧告の規則を見てみますと、3,000円と4,000円の記載があります。4,000円以内ということで今回の条例の改正になっておりますけれども、なぜ人事院規則の改正と同じようにされなかったのかお示してください。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

先ほど説明しましたとおり、参考資料の5ページのところで、手当の額については定められているものです。基本としては3,000円としておりますけれども、国におきましては括弧書きの中で、そ

ういう業務に従事した場合には4,000円というふうに想定されております。ただ、これが国において想定したものでありまして、もともとの経緯について説明しますと、国におきましてはこのように定めたのは新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延する中で、その当時、中国武漢からの帰国者に対応する職員や大型クルーズ船ダイヤモンドプリンセス号においてクラスターが発生し、それに対応する職員を対象としたものが最初でありました。そういうことから、国においてはこのような形で定められたものというふうに考えているのですけれども、こちらの括弧書きの中において、具体的に本市において想定したときに、条例の内容が、どういう場合を想定するかというのが難しい状況等もありましたので、条例上においては最高額である4,000円としまして、詳細につきましては、規程の中で定めようとしたものであります。

○副委員長（松枝正浩君）

今後、細かく規程等で定めていくということで、条例の部分では出てくると思うのですが、規程等が定まったときに、議会のほうにもその細かい内容についてはお示ししていただきたいというふうに思います。もしものことがあったときに対応するのがやはり必要でないかと思いたすけれども、自治体によっては神戸市の例でいくと、人事院勧告と同じような形で改正されているようがあります。やはり必要なものは必要な形で整備をするべきものだと私は思いますけれどもいかがでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

ほかの自治体の状況等を見ますと、委員がおっしゃるとおり国の案をそのまま定めているところもありますし、それぞれの自治体に応じて個別具体で、それぞれの自治体に合わせて改正しているところもあるようです。本市におきましては説明しましたとおり、県に準じて、条例としては規定しているところでありまして、今、その中で想定するものとしては、具体的な作業としましては、新型コロナウイルス感染者の看護、感染者からの検体の採取業務、感染者の搬送、病原体の付着した物件の処理作業、感染者への問診や調査等も想定はしているところであります。ただし、現在、実際に行っている内容等につきましては、消防局の搬送が対象になるところでありますけれども、今後の新型コロナウイルスの感染拡大を受けてどのようなことが想定されるかというのがなかなか想定しづらいこともありまして、今、説明しましたようなことも想定した上で考えているところであります。

○委員（木野田誠君）

この条例が適用されるのが7月1日ということになっておりますが、まず1点目に、この新型コロナウイルス感染症で、7月1日となりますと、ある程度第1波が収まってきている時期になるわけです。本当に怖いのは、先ほど消防局の搬送の話もありましたけれども、3月ごろから7月に向けて発熱した患者さんがコロナであるかどうか、そこ辺の見きわめがないところで搬送するのが実際は一番怖い状態であったと思うのですよね。この辺を、部長、3月以降、あるいは4月以降も、その辺までちょっと遡って考える気はないのか。それから、コロナ感染症ということですが、これは政府の規則を見ると、「若しくはその疑いのある者」と書いてありますけれど、この辺は感染症の人だけに特定するのか、あるいはここに書いてあるように例えば、見極めが非常に難しいと思いたすけれども、その可能性のある患者さんを搬送したとか、その辺まで適用されるのかどうかお伺いします。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

今、委員から御質問のありました後段の対象者ですけれども、元々は、国においては先ほど説明しましたとおり、クルーズ船の関係で本当に感染が広がっているところに行って、作業を行うということを想定していますけれども、自治体においては、実際そういうことが今、現在では想定されづらいというのと、実際問題として救急搬送等が対象になるということがありまして、今のところ陽性者に対しての手当ということで考えております。というのが、疑いがある者というふうに国のほうではうたっているのですけれども、実際のところPCR検査等も本当に多数行われる状態であ

りまして、そういうことを考えますと、疑いのある者というふうにしてしまいますと、広範囲にわたってしまうということを考えておりまして、やはり陽性者に限った形でというふうに考えております。そうした場合には、先ほど3月から7月の感染拡大が起こった中で、感染者が疑われる状況が発生したところまで遡る必要はないかということでありまして、実際に、本市では感染者が発生した状況等もありましたけれども、消防局のほうで実際に搬送したのが7月8日に、県外[5ページに訂正発言あり]からの感染者で、飛行機で鹿児島空港に着いた者を消防のほうで搬送したのが最初でありましたので、それを受けまして、それからが対象になるというふうを考えまして、7月1日まで遡ったところでありまして。

○委員（木野田誠君）

我々が病院に行くときも、検温をされるわけですが、これは救急の場合はそんな生易しいものではないと思うのですね。例えば、疑いのある人を搬送する場合は、3月から今まで、救急隊はどういう形で搬送していらっしゃるのか教えてください。

○警防課長（細山田孝美君）

この新型コロナウイルス感染症がはやりだしまして、本当に救急隊は対応に苦慮しました。目に見えないですから、とにかくフローチャートを作って、まず救急搬送といいますと、119番通報があります。その時点で情報司令課によって、例えば発熱であるとか倦怠感があるとか、味覚障害があるとか、そういう情報を得たり、また家族等が、本人も含めて県外に行っていたり、海外に行っていたり、そういう情報を収集しています。その通報時点でコロナ疑いというのが想定されますと、もう救急隊もスイッチが入るといいますか、いわゆる感染防具があるのですけれども、ゴーグル、マスク、ガウン、手袋、フェイスシールド、そういう体制で。なおかつ、その事案が発生した場合には救急隊長がまず1人で行って、いろんな情報を収集します。そして、同時に、情報指令課のほうでは保健所に連絡して、その状態等をお話して、その時点で例えばコロナ感染症の疑いが強いですよということであれば、保健所が電話をさせていただいて、病院搬送。それ以外の通常救急ですよという場合が保健所の反応は多くて、実際、行った救急隊、そして情報司令課が3月ぐらいからコロナ疑いがあるということで出たのが40件あります。そのうち7件、これは事前に分かっていたのですけれども、コロナの陽性患者を搬送しています。ただ幸いにも、救急隊がコロナ疑いであると思って接触した人が、病院にそれを伝える、保健所にそれを伝える、そして病院搬送して、医師がこの人はPCR検査が必要ですよと判断した結果、陽性であったという件数は今のところございません。ただ、今後また冬に向かっていきますと、インフルエンザもあつたり、コロナであつたりとか、微妙なところがありますので、まず救急隊のスタンスとしては、自分たちが感染しない、また救急隊員がほかの人に感染させないという考えでやっています。非常に委員がおっしゃるとおり難しい中で我々もミーティングを開いたり、文書を発出したりして、いろいろ考えながら活動しているのが現状でございます。

○委員（木野田誠君）

一番怖いのは、コロナ感染者であるか、そうでないかはっきりしないところですよ。それに携わる当事者は。コロナ感染症に罹っている人を次に搬送するとかそういうのが事前に分かっていますから、ちゃんと構えて、準備できて行きますけれども、職員が一番恐怖感を感じるその辺を何とかしてあげないと、我々だってそうですけれども、どっちか分からない、はっきりしないのをするのが一番怖いですよ。その辺を今回はこうでしょうけれども、感染した人だけではなくて、その辺も考慮していくということは考えられませんか。

○総務部長（橋口洋平君）

先ほどから説明がありますように、こちらとしては基本的にはまず感染した患者を運ぶというのが大前提でございますけれども、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大、それから蔓延状況によりましては、また国のほうから人事院規則自体も変わってきたり、それから県の特勤条例も変わってくるというふうなことも考えられますので、そういったときには、そういう状況に合わせて検討

していきたいと考えています。

○委員（木野田誠君）

今、部長は、その国の基準とか、県の基準とか、そこ辺を言われましたけれども、これは国の基準とか県の基準、それに準じないといけないのですか。市独自のそういうのを考えてもいいのではないですか。その辺はどうですか。

○総務部長（橋口洋平君）

確かに、条例は市が作るものでございまして、市が拡大する、そういった考え方もあります。ただし、先ほども説明がありましたけれども、発熱があつて、本人がそうかもしれないと、そして病院に搬送するというのは、多分ものすごく回数が多いと思います。それに関して全てをこの手当ですするというのはなかなか難しいのではないかというふうな状況もございまして、やはり患者を搬送するというのが大原則だというふうに今のところは考えているところでございます。

○委員（木野田誠君）

確かに判断は難しいと思います。その辺は今すぐということでもありませんので、いろいろベテランの救急隊の方が運ばれるわけですから、その辺はこれからの話し合いで煮詰めていって、基準というのは作ろうと思えばできると思うのですけれども、その辺もぜひ今後、そういう方向性を持って考慮していただけたらと思いますが、その辺の例えば市独自でとかいうようなところについて部長はどうお考えですか。

○総務部長（橋口洋平君）

繰り返しになりますけれども、現時点では患者の搬送というのを基本にしたいというふうに考えております。本当にこの病気の蔓延の仕方によっては、消防局のほうも搬送を一生懸命していただいておりますので、先ほどからありますように、自分が罹らない、人に感染させないというのが基本でございまして、そういった動き見られましたら、こちらのほうもそういった形で協議検討していきたいと考えております。

○委員（木野田誠君）

しつこいようですが、5ページの新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者、この辺はどういうふうに総務としては読み解かれますか。全く削るのですか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

国の規則については、疑いのある者と定めてありますが、今委員からありますように、どの範囲までを考えるかというのは、なかなか難しいといえますが、例えば先ほどPCR検査を受けるに当たって搬送する患者さんもいることがありますし、今後インフルエンザ等が流行してきますと、それに伴う発熱等があつて、それを新型コロナウイルスの患者等とどういうふうに判断するかという難しい面がありますので、疑いの判断をする基準が難しいのではないかというふうに考えているところであります。県においては、霧島市の消防局においてもそうですけれども、当然疑いがある場合には先ほど説明しましたとおり、防御策を十分にした上で対応しているような状況もありまして、そういう感染リスクというのを抑えながら対応している場合については、県においてはその分は感染リスクが少ないということで対処しないということも想定はしているようであります。本市においても、部長も先ほど言いましたとおり、やはりそういう業務に従事しないといけないという消防局職員の精神的なものというのは大きなものがあるというふうに考えておりますので、そういうことも含め合わせながら、今後、考えていきたいと思っております。先ほどの分で訂正ですが、県内で7月1日からということで、7月8日に空港等の患者の搬送があつたと説明をした際に、県内と言ったつもりでしたが、県外と答えておりましたら訂正方、よろしく申し上げます。済みませんでした。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前10時24分」

「再開 午前10時28分」

○委員長（徳田修和君）

再開します。

○委員（木野田誠君）

それでは、一つだけ最後に確認したいことがあります。まず国の規則では先ほどいいました「若しくはその疑いのある者」ということでここに文章があるわけですが、国としてはここをどういうふうに説明しているのか、もし分かりましたら後ほどでも結構ですから教えてください。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

国のほうからこういう通知が来たことを踏まえまして、こちらのほうでもいろんなところを調査したのですが、細かいことについて、規程とか、そういうことでの説明というのはありませんでしたので、今のところでは具体的にどういうことを想定しているのかというのは分からない状況であります。それを踏まえて先ほど説明しましたけれども、県のほうにおいてはそういうような防護等をした場合については対象にしないというようなこと等の情報も得ているところでもあります。

○委員（前川原正人君）

今、議論の中では搬送だけに特化した議論だというふうに受け取れる部分があったのですが、消防局の救急車で搬送も当然特殊手当というのはあるべきだと思います。ただもう一点は霧島市としては、医師会医療センターを持っているわけですね。医師会医療センターで例えばそういう疑いのある人、陽性になった人、様々な人たちが運び込まれたりとかも想定をされるわけですが、医師会医療センターの看護師さん若しくはドクターたちもこの特殊手当の措置ができるという理解でよろしいですか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

前段のほうで、搬送に特化した話をさせていただいておりましたけれども、先ほどちょっと説明させていただいたのですが、搬送だけではなくて、感染者の看護、検体の採取業務や病原体の付着した物件の処理作業等についても、今回の手当の対象というふうに考えているところでありまして、それとは別に、今御質問のありました医師会医療センターにつきましては、市の直接ではありませんので、今回の手当の対象にはならないこととなります。ただ、医師会医療センターの業務自体は、指定管理をしておりますので、その中では、何がしかの対応をされているというのをお聞きしてはいますが、具体的なことは存じ上げていません。

○委員（前川原正人君）

やはり看護師さんも一緒に救急車に乗って、搬送される場合も現実はあるわけですよ。状況によっては。そういうのも今回の特殊手当の範囲に入るのかなと。普通に考えたときにですね。今後議論はされていくであろうと思いますけれど。それについてはどうなのでしょう。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

市の職員でありますと、今回の手当の対象になりますけれども、今言われているのは医師会医療センターの関係だと思います。そちらにつきましては指定管理の先でありますので、始良郡医師会医療センターのほうで検討されるべきことだと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、作業に従事した日、1日につき4,000円以内と幅が広いわけですが、前回の感染症対策の手当を見ると500円もあったわけですね。そういうのを当然比較していくわけですが、今回の国の指針によりまして、変わっていくわけですが、1日につきという文言になっていますよね。例えば、1日につきですので、午前8時から勤務時間の午後5時までなのか、また夜勤とかも当然出てきますので、そういうのも勤務形態が複雑な部分もあると思うのですが、その辺の1日というのがどこで切るのかというようなことも想定されるわけですが、その辺についてはどうなのでしょう。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

はい、今、委員がおっしゃるとおり、通常の一般職でありますと、8時15分から17時までの勤務

になりますが、消防の場合だと24時間体制で従事しておりますので、当然午前0時の前後を挟んで緊急搬送等が行われている状態があります。人事院規則におきましては、特殊勤務手当の対象作業日数を暦日、1日ごとに定めていまして、計算することになっており、その1日ごとというのが午前0時の前後をそれぞれ1日とすることになっています。午前0時を境にその前後で従事したのであれば、2日ということになります。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、財源の担保ですね。ウイルス感染を誰もしないことが一番なのでしょうけれども、やはりその財源の担保が例えば交付税措置になっていくのか、交付金として国がちゃんと面倒を見るのか。それとも規則は作ったけれど、自治体ですべて財源は賄えというふうになるのか、それについてどうなのでしょう。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

財源としては、特に国のほうから定められているものではございませんが、想定されるものでは特別交付税等でコロナウイルス関係の作業等にどれぐらいの経費が掛かったかということ等で要望することはできるのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

要望ではなくて、やはりこれだけの根拠を示して、国がこういう特例として文章まで出しているわけですね。この作業手当の特例についてということで。当然だったら言うだけ言って金は出さないよではなくて、要望ではなくて、それはまあ実績に基づく要求になると思いますけれど、例えば特別交付税で面倒を見るかもしれないし、交付金かもしれないし、その辺の財源的な担保というのがどうなのかということをお聴きしています。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

普通交付税につきましても、特別交付税につきましても、どのようなものがその積算に入るかというのは決められておりますので、それ以外のものについては、特殊な事情ということで、いろんな経費を上げることはできますので、それをそのまま国がみるかどうかというのは別問題でありますけれども、その積算の中には入れられるものというふうに考えます。

○委員（前島広紀君）

議案第56号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正するという今回の改正の条例の中で、第3条なのですけれども、今回のこの手当というのは新型コロナウイルス感染症に限定した手当なのか、ウイルスはどんどん変化していくわけなのですけれども、この新型に限定した条例なのか、どうでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

今回の分につきましては国から通知がありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の特例という形であくまでも設けられたものでありまして、今回につきましては、新型コロナウイルス感染症のものだというふうに考えております。委員がおっしゃるとおり、今後またいろんな感染症が発生することになれば、それに合わせてまた規則の改正等も行われるものというふうに考えております。

○委員（前島広紀君）

この新型と付けたところにちょっと疑問を感じるころなのですけれども、この3条も最後のところにおきまして、「職員が新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する」ここまで分かるのですけれども、その次に「この場合において、第4条の規定は適用しない」となっているのですけれども、第4条では、4,000円を支給しますという内容なのだけれども、この辺り、ちょっとつじつまが合わないのかなと思うのですが。

○総務部長（橋口洋平君）

この4条と申しますのは、本則の4条でございますが、新旧対照表の1ページの右側にあります、第4条「防疫作業手当は、職員が、感染症が発生し、又は発生するおそれのある区域において感染

症患者と感染症の疑いのある患者の救護作業又は感染病原体の附着するおそれのある物件の処理作業に従事したとき」には、第2項において500円となっておりますけれど、この500円ではなくて3,000円ないし4,000円を支給しますよ、という意味のことでございます。

○委員外議員（平原志保君）

参考までに教えていただきたいのですが、新型コロナウイルスというのは、感染症法では今2類程度といわれておりますが、ウイルスというものは歴史的に見ましてもどんどん変化していくものと言われていまして、今後、ワクチンが出来て、予防接種ができるようになったり、環境も変化してくると思うのですが、これはあくまでも国のほうから言ってきたものなので、それに従い、今の危険の部分に対する手当ということで分かるのですが、そういうふうに変化が来てきたら第4条第3項の部分は今、特例についていますけれども、この規定というのは消えていくようになるものなのではないでしょうか。また、過去、感染症で、こういうふう消えていったものというのはあるのでしょうか。

○総務部参事兼総務課長（小倉正実君）

確かに今、おっしゃるとおり、今後新型コロナウイルスに対するワクチン等が開発されて、それほど今のような危険性がどの程度低下するかということはあるかもしれませんが、その状況に応じて、今回分につきましては、特例という形であくまでも設けていますので、今後の状況によっては特例がなくなるということも想定されると思います。後段で言われました、今までの例については、承知しておりません。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時43分」

### △ 議案第58号 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第58号、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第58号、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明します。本市の火葬場、霧島市国分斎場は、平成2年5月の供用開始から30年が経過しており、火葬炉等の老朽化が進んでいます。また、供用開始後、高齢化の進展や合併による対象地域の拡大等により、火葬件数が増加しています。このようなことから、火葬炉等の修繕範囲が年々拡大しており、大規模な火葬炉設備の修繕等が必要な時期が到来していると考えています。また、供用開始当時に比べ、消費者物価指数や火葬炉の燃料となる灯油の価格、人件費などは上昇しており、社会経済情勢は厳しさを増しています。加えて、斎場を使用する市内の方の火葬料については、供用開始から30年据え置かれたままとなってきました。これらの状況を踏まえ、国分斎場における利用者負担の適正化を図る観点から、火葬料を見直す必要があるため、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。詳細につきましては、お手元の資料に基づき、環境衛生課長が説明いたします。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

詳細について、説明します。お手元の資料の1頁を御覧ください。まず、国分斎場の概要と、本条例の改正理由について説明します。国分斎場は、国分名波町にある火葬場で、敷地面積7,804.25㎡、建築面積1,408.98㎡[14ページに訂正発言あり]の施設で、大型炉2基、標準炉4基、汚物炉1基、計7基の火葬炉を有しており、平成2年5月から供用を開始しています。供用を開始した当初

は、旧国分市・霧島町・隼人町・福山町を構成団体とする一部事務組合、国分地区衛生管理組合により管理運営されていましたが、平成17年11月の合併とともに本市の直営施設となり、対象地区を市内全地区に拡大しています。なお、横川・牧園地区にお住まいの方については、合併後も引き続き、伊佐北始良火葬場管理組合が管理運営する火葬場、ひしかり苑で火葬を行っています。牧園地区にお住まいの方については、国分斎場で火葬される方が増えています。国分斎場の火葬等件数の推移については、供用開始後の平成3年度864件から令和元年度1,830件と増加しています。要因としては、高齢化が進んだこと、合併により対象地区が市内全地区に拡大したこと、改葬の需要が増えていることなどが考えられます。歳入及び歳出の状況については、平成3年度は、歳出2,762万円に対し、火葬料収入535万6,000円、差額2,226万4,000円が一般財源となっていました。令和元年度は、歳出5,555万5,000円に対し、火葬料収入1,007万8,000円、差額4,547万7,000円が一般財源となっており、一般財源の支出額が2,321万3,000円増加しています。次に2頁を御覧ください。県内の火葬等料金については、現在、県内の平均で、13歳以上の大人が約1万500円、13歳未満の小人が約6,700円であるのに対し、国分斎場は、13歳以上の大人が5,000円、13歳未満の小人が3,000円となっており、県内平均の2分の1程度となっています。このほか県内火葬料一覧を見ると、近隣の始良市、曾於市、垂水市を始め、鹿児島市、鹿屋市等においても、本市よりも高い料金設定がなされています。なお、本市と関連がある伊佐北始良火葬場管理組合のひしかり苑につきましては、既に御承知のとおり、本年4月に火葬料等を値上げしています。この値上げには経過措置が設けてあり、13歳以上が令和3年度末まで8,000円、令和4年度から1万円、13歳未満が令和3年度末まで5,000円、令和4年度から6,000円となっており、ひしかり苑を利用する横川・牧園地区の方々、国分斎場を利用する方々との間に火葬料の差が生じています。このため、今年度については、ひしかり苑を利用する方を対象に、この差額分を補助する対策を講じています。次に3頁を御覧ください。消費者物価については、平成27年を100とした場合、平成2年は80.6であり、供用開始当時に比べて1.27倍に、鹿児島県の最低賃金については、平成2年が468円、令和元年が790円、供用開始当時に比べ1.69倍に、火葬炉の燃料である灯油価格については、平成2年8月が1L当たり47.5円（税抜）、令和2年7月が79.9円（税抜）、供用開始当時の1.68倍になっています。このように、施設の維持管理に係る物の値段や人件費、燃料費については、供用開始当時と比べると著しく高騰しています。その一方で、国分斎場の火葬料については、4頁の内容のとおり、平成24年に市内に住所を有さない方の火葬料の値上げを行っていますが、市内に住所を有する方の火葬料は、供用開始以降、一度も値上げを行っておらず、30年間据え置かれたままとなっています。このように、高齢化の進展等による火葬件数の増加や、火葬炉設備等の老朽化等により、修繕費の拡大が見込まれること、消費者物価の上昇等に伴い施設の管理運営費が増加し続ける中、市内に住所を有する方の火葬料の見直しを30年据え置いてきたこと、国分斎場の火葬料が県内平均の半分程度しかないこと、横川・牧園地区の方々を利用するひしかり苑では既に本年4月から料金の値上げが実施されていることなどの状況を踏まえ、国分斎場における利用者負担の適正化を図るためには、火葬料の見直しはやむを得ないとの判断に至りました。5頁を御覧ください。次に、火葬料の見直しの内容について説明します。今回見直す火葬料の額については、表のとおりですが、既に改正が行われている、ひしかり苑と同様に、経過措置を設けています。件数の多くを占める13歳以上の大人を例に説明しますと、死亡者の死亡時における住所が本市にあった場合、いわゆる市内火葬料については、現行、1体当たり5,000円を、令和3年4月1日から8,000円に、令和4年4月1日から1万円に引き上げます。左記以外の場合、いわゆる市外火葬料については、現行、1体当たり4万円を、令和3年4月1日から4万5,000円に、令和4年4月1日から5万円に引き上げます。13歳未満の小人、死産児、改装遺骨、人体の一部及び産汚物については、表に示すとおりです。次に、火葬料改正の積算根拠について説明します。6頁を御覧ください。市内火葬料については、火葬業務に係る人件費と火葬炉の燃料費を、利用者に御負担いただくことを基本として、額を設定しています。まず、火葬件数の多くを占める13歳以上の大人については、1体当たりの火夫の人件費と火葬炉の

燃料費を算出した結果、火葬料を1万円に設定しました。13歳未満の小人、死産児、改葬遺骨、産汚物については、13歳以上の大人の火葬料1万円を、それぞれ火葬に要する時間で按分して額を設定しています。次に市外火葬料については、国分斎場の減価償却費と、斎場を管理運営するための経費である指定管理料及び修繕費に相当する額を、利用者に御負担いただくことを基本として、額を設定しています。13歳以上の大人については、1体当たりの減価償却費、指定管理料、修繕料を算出した結果、火葬料を5万円に設定しました。13歳未満の小人、死産児、改葬遺骨、産汚物については、市内火葬料と同様に、13歳以上の大人の火葬料5万円を、それぞれ火葬に要する時間で按分して額を設定しています。

○委員長（徳田修和君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（愛甲信雄君）

確認ですが、13歳以上の灯油は何Lぐらい使うのですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

13歳以上の灯油ですが、約50L程度使います。

○委員（愛甲信雄君）

50Lということは、5,000円であれば、ほとんど灯油代ということですよ。この8,000円に値上げして、どれぐらいの改善になるのか。3,000上がるので単純に1,300人掛ければそれだけという話だと思うが、4,500万円ぐらいの一般財源が出ているということで、これがどれぐらい改善できるかお示してください。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

令和元年度の実績がございまして、そこに単価を当てはめて計算いたしますと、1回目の値上でおおむね400万円程度の歳入の増。最終的に700万円程度の歳入の増ということになると試算しています。

○委員（山口仁美君）

火葬料自体は、葬祭業者が実際は代理で支払うと思うが、この業者にはある程度説明はしてあるということですか。結局請求料金とかが変わってくるわけですよ。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

葬儀業者、一般市民を含めて今後周知をしていく予定でございまして。

○委員（前川原正人君）

先ほど部長と課長からそれぞれ今回の値上げに伴う積算根拠であったり、実績等を説明いただいたのですが、お聴きしておきたいのは、これは今指定管理になっていますよね。要は、指定管理業者が、どういう努力をしてきたのかということも当然議論の対象になっていくと思うんですね。そういう点では、指定管理業者の指定管理にしてから今日まで、どういう努力をされてきたのか。経費の節減は当然ですけども、先ほどおっしゃるような業務の改善だったり、アイデアだったり、様々な手法がある期待できるわけですけども、それについてはどのような状況だったのかお示しいただけますか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

代表的なところを御説明します。まずは国分斎場の外周りでいきますと、敷地の中の清掃作業は当然なのですが、指定管理になりまして全面的道路、下ったところまで、側溝の中の清掃から、落ち葉拾いから、指定管理者の努力でやっております。その関係で、その周辺地域等との関係性はものすごく良好に保たれておまして、地元住民からの苦情というのがほぼございませぬ。それと、現在行っている指定管理者なのですが、女性職員を3人採用しておまして、集骨作業で、女性ならではの優しい声で、案内をされているということで、これも以前、敷根清掃センターの絡みでいろんな説明会を行っていますけれども、そのときに非常に国分斎場の対応がすばらし

いというようなこともお聴きしております。あとは収支の面におきましても、かなり努力をされておりまして、当初の直営で行っていた時よりもかなりの削減効果が表れているのではないかと考えています。

○委員（前川原正人君）

実際、指定管理に移行する時に、過去は余り振り返りたくないのですが、現実を見なければいけないわけですが、実績としてどれぐらいの削減効果、いわゆる節約になったのかというのが数字的にお示しいただけますか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

指定管理者制度を導入する以前ですが、平成19年度から21年度の辺りを見てみますと、おおむねそういう経費として年間4,900万円程度を掛かっておりました。これが制度を導入しまして、その委託料というのが4,300万円程度に下がっております。それからこれが大抵5年間ということでありますので、平成22年度から26年度まで契約を。その次、引き続き平成27年度から令和元年度にかけては4,800万円と若干上がっていますが、導入時に比べると若干低い数字を維持しておりました。ただ、今回また見直しが行われまして、人件費の高騰とか、そういったところがありますので、今回は5,130万円で一応契約をしているということになっております。この分が10年以上たちまして上がってきているところはあるのですが、ここはやむを得ないのかなど。ここ10年程度、ほぼ9人という人数を維持しながらやってきているということで、その限られた人数の中で人件費の高騰等やむを得ない状況があるわけなのですが、努力していただいているというふうに評価しています。

○委員（前川原正人君）

最初、直営から指定管理になって、ある一定程度は節約できたということが今の数字でも大体分かると思うのですが、先ほど係の方からありましたように、令和元年度で最終的には400万円から700万円の値上げの影響額になるのだということですが、斎場というのは人間の一番の尊厳、一番最後の場所なのです。ですから逆に言えば、それまで皆さん方は、税金を納めてきたわけですよ。だから30年間上げしなかったということは、私はある意味評価ができると思います。ただ、それが一つの条例で括って、2年後もまた経費が足りない、老朽化が進むのだという理由で値上げをするというのはいかがなものかというふうに思うのですが、わずか700万円ですよ。わずか700万円の財源を確保するために、相当な。人間みんないずれ亡くなるわけですが、使用料がぐんと上がるというのはいかがなものかと思うのですが、そういう議論はなかったのですか。

○市民環境部長（本村成明君）

今の御質問にお答えするという事で、使用料設定に関する基本的な考え方の中の受益者負担の原則を少し読ませていただきたいと思います。全てのサービスを市税により賄うことは困難であるため施設の維持管理に係るコストについては地方自治法第225条に基づき施設を利用する対価として利用者から納付される使用料によりコストの一部を賄うということになっております。負担の公平性、そのサービスを利用する人、しない人がおられるわけですので、確かに人生の一番最後ということはございますけれども、利用する人が応分の負担をすることによって、初めて利用しない人との負担の公平性が確保されるという考え方で御承知のとおり本市につきましては、他の公の施設の使用料も随時見直しをこれまでもしてきているところでございます。やはり基本的なところはこの考え方に立って議論をして、今回火葬料についても値上げをするという結論に至ったところでございます。

○委員（前川原正人君）

受益者負担は、亡くなった人は受益者負担をしないわけですよ。火葬をされる側は、負担できないわけですよ。問題はそういう家族の人たちが金を払うわけですね。それも受益といえば受益なのでしょうけれど、先ほど申し上げましたとおり、皆さん税金を払ってきたわけですよ。若いころから。一生懸命働いて子供を育てて。生活をしながら、やりくりをしながら税金を払ってきたわけですよ。それが今回老朽化が進んで、当然そういうことも中にはあり得ますけれど、一つの問題点と

して、このひしかり苑とのバランスを取ったということも一つの理由になっているのですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

ひしかり苑の問題も出ましたけれども、まずは平成2年に稼働開始して以来、先ほど言いましたように、燃料の問題、人件費の問題、当初から比べると社会情勢がかなり変わってきました。なおかつ、当初は火葬が800体ぐらいだったのが、今は1,830体になっていると。火葬件数もかなり多くなってきて、火葬炉も当然火葬回数が増えれば増えるほど傷みも大きくなっていくと。耐用年数というか、そういうのもだんだん悪くなっていくということもあります。ここ数年なのですけれども、そういう状況も踏まえて、この火葬炉の火葬料をそろそろ値上げを考えなければ、運営としてバランスが悪いということも考えていました。そういうところに、昨年12月ですけれども、ひしかり苑のほうで突然、組合議会の直前に私どもに値を上げるというふうに打診をされたものですから、私ども驚いてしまったという現状です。それからひしかり苑のほうに合わせるというのも一つ考えたのですが、余りにも検討する時間、それから議会の皆様に御報告するものもままならないと、難しい、期間的に無理があるということと判断して、まずはひしかり苑の利用者と国分斎場の利用者と格差が発生しないようにということで、急遽その差額分について補助するというので、今やっていたところなんです。それをもちまして私どもとしても、年々抱えていた火葬料の問題もありましたので、もう一度見直しというか、適正な価格はどれぐらいなのだろうということと再度確認しまして、今回の時期に提案させていただいたというのが現状でございます。

○委員（前川原正人君）

どうしても、やりたくなくても、あなたたちはトップがしなさいと言え、せざるを得ないのですよ。逆に言えば、したいけれどトップがするなと言えできないわけですよ。それはもう仕事として入っていらっしゃいますから、責めるつもりはぜんぜんないですけど、要は今の御時世が新型コロナウイルス感染症で、御存じのとおり、みんな年収が昨年からすると激減しているわけですよ。ですがそういう時期になぜ値上げしなければならないのかというのは、市民の率直な疑問です。現実には、それが2年間に渡って、来年はある一定程度は上げをして、それが今度はまたぐんと上がっていくということになりますと、ある一定程度新型コロナウイルス感染症が収束している状況の中で、見通しがあれば、それはまあどうなのかなという気もしないでもないのです。ただ、わずか700万円の値上げのために、していくということになる。来年度1年間、最終的には700万円程度となるわけですけど、やはり何が言いたいのかというと、なぜ今の時期なのかというのは、どうしても解せない、理解しにくいという部分がございます。ですので、やはり今後は施設の整備等も当然考えなければならないと。老朽化が進んでいくと建て替えなんかもあると思うのですが、この公共施設管理計画の中でも、この火葬場については私の見方が足りないのかも分らないですけど、どういう位置づけになっているのかお示しいただけますか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（池田宏幸君）

私、以前財産管理課長をしていまして、公共施設管理計画の策定に携わっていましたのでお答えします。公共施設管理計画には、簡単にいってなんらかの不都合があったときに、しばらく閉めてもいい施設、それと閉められない施設、この二つにまず区分いたしまして、こういう供給施設というような部類のものについては閉めることができないということで、修繕の方法も発生してから修繕するのではなくて、予防修繕という考え方で、事前に壊れる前に不都合が発生しそうところを修繕していくというような対策を打つということで位置付けております。したがって、今回のこの施設につきましても、先ほどは課長が説明しましたように、修繕範囲が拡大してきているということとございます。当然ながら予備的な修繕を進めていくことによって、結果として長寿命化が図られるということになってまいりますので、今後も適切に修繕を行いながら使用していくということになると考えております。

○委員（愛甲信雄君）

今後の見通しを聴きたいのですが、東京のほうでは今日亡くなったと。1週間後ぐらいに火葬が

できるとか。どこにやっているのかと聴いたら冷蔵庫か冷凍庫かに入れていると。今の設備には、冷蔵庫、冷凍庫も入っていない。それと、今後団塊の世代の人たちが70、80歳のころになりますと、物の本で読んだのですが、全国的に火葬場の待ち時間が長くなるということもありますが、国分斎場としてどのような見方をしているのかお伺いいたします。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

委員から冷蔵施設の話がございましたが、今、国分斎場ではそのようなことは考えておりませんし、そういう設備もございません。現在、火葬する炉が汚物炉、小型炉も含めまして、7基ありまして、一般の大人、小人を火葬するのは6基をメインにやっているという状況です。ということで、大体平均しまして1日当たり6体程度というのが現状でございます。指定管理者側ともちよつといろいろ確認をとっているわけですが、その1炉で1日2回ぐらいは午前、午後で回せるのではないかとというような状況でございます。そういったことからいたしまして、当分の間は十分、今の数で対応ができていくというふうに考えております。それから今後の将来予測でございますけれども、おっしゃいましたとおり、団塊の世代の方々が平均寿命を迎える時期というのが、令和22年度辺りだというふうに推計されているようでございます。そういうところまではじわじわと件数が上がっていくのかなと。現在、おおむね140万人程度が170万人程度に上がっていくというような数字が出ているようでございます。大体1.2倍ぐらいかというように見ております。そう考えますと、今の炉の数で十分修繕しながら対応できていくものというふうに見込んでいます。

○副委員長（松枝正浩君）

課長の口述の1ページの中の歳入及び歳出の状況というところについて1点確認させていただきます。かなり令和元年の予算の一般財源の差額の部分で4,547万7,000円ということで、出てきておりますけれども、これがどんどん増大していくような推計になるのではないかなと思っております。今回改正に至っているわけですが、過去にこの推計の中でどんどん上がるであろうという予測の中で、今回改正をしたような議論というのが部署の中でされていたのかどうかお示してください。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

まずは修繕料の関係なのですけれども、過去の合併以来、修繕料の推移を見ていきますと、指定管理者が行う軽微なものを除いて、市がやらなければいけない修繕料です。それが平成24年度ぐらまで大体200万円台の修繕料だったのですけれども、平成29年度からまた上がってくるような状況でございまして、平成25年度で279万円、平成26年度で347万円、平成27年度が265万円、平成28年度が290万円、平成30年度で630万円、令和元年度で690万円と、先ほど言ったように主な要因としましては、火葬回数がかなり増えてきたということも要因であるかと思えます。それに伴って修繕する箇所が増えてくる。若しくは炉の中の耐火煉瓦も痛みが激しいので交換時期も早くなるということも踏まえて、今後、この火葬件数の増加の傾向で、通常業務をやっていきますと、当然のことながら今言ったように、200万円、300万円だったものが、600万円、もうすぐ700万円に入っていくのではないかとこのくらいどんどん増大することが予想されますので、そういうことを踏まえて先ほど言ったように、火葬料の改定というのは必要ではないのかなというふうに課内では議論しています。

○委員（木野田誠君）

先ほど、課長からひしかり苑から昨年末に打診があったというお話でしたけれども、あれは打診ではなくて通告ですよ。それはいいです。本題に入りますが、今回の議案は第58号、8,000円への値上げということで議案書にはあるのですが、課長口述で、令和4年4月1日から1万円に引き上げますというような言葉で書いてあるのですが、確認ですけれども、今回のこの議案はどこまでの範囲ですか。経過措置まで含んでの議案ですか。それとも令和3年のこれだけですか。

○市民環境部長（本村成明君）

議案書をお開きいただいでよろしいでしょうか。この第1条の部分が、5ページの附則のところを御覧いただきますと、まず大人で申し上げますと5,000円を8,000円に引き上げるという部分が、附則のところ「第1条の規定は」ですので令和3年4月1日から。そして第2条のところには、

文章で書いておりますが、この第2条の規定が、令和4年4月1日からということでございますので、今回の改正議案自体は大人だけで申し上げますと、5,000円から8,000円に。そして8,000円から1万円に。先ほど前川原委員からございましたけれども、段階的に2か年度にわたって引き上げていきますという全体を提案させていただいています。

○委員（前川原正人君）

聴き忘れていた部分があるのですけれども、令和3年4月からと、令和4年4月からの2段階の値上げになっているのですよね。これは普通であると1年間だけの値上げというのが大体通常のあり方というか、手法としてはいろいろありますけれども、と思うのですが、なぜその2年間もまたがって、今度の条例で括ったのか。これもやはり様々な見えない力があつたのかなと思うんですが、その理由は何なのかお示しいただきたいと思います。

○市民環境部長（本村成明君）

力はないのですけれど、私どもとしましては一気に5,000円から1万円に、倍に上げるよりも、少し緩和ではないですが、段階的に上げていきたいと思いますというのが趣旨でございます。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

訂正させていただきます。私の口述の中で、国分斎場の建築面積を1408.98㎡と言いましたが、小数点以下は、98ではなく、92でございましたので、訂正をお願いします。

○委員外議員（平原志保君）

今回、値上げという話なのですけれども、ちょっとお聴きしたいのですが、残骨灰の扱いは霧島市はどうなっているのですか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

指定管理者のほうで適正に処理をしていただいております。指定管理者が熊本の業者と契約いたしまして、処理していただいているということです。

○委員外議員（平原志保君）

デリケートな問題なので、なかなか難しいかと思っておりますけれども、残骨灰のほうを処理していただいているということですが、そちらのほうの中に大体、金、銀、パラジウム等が混ざっておりまして、ほかの市町村を見ましても、それを換金という形でお金を取っておりますけれども、大体数千円になるのですよね。その辺のお金はどのような扱いになっているのでしょうか。霧島市には戻ってきているのでしょうか。

○環境衛生課主幹（末松正純君）

そちらのほうは、そういう話もあるとかいろいろお聴きしておりますし、沢山火葬をする大きな自治体ではそういうものも含めて業者決定をしていくという話も聴いておりますが、私どもといたしましては、今のところそこら辺についてはまだ業者を決定する根拠とか、そういうところには致しておりませんし、具体的に火葬によって幾らぐらいそういうものが出ているかというのは把握はしていないところです。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時24分」

「再 開 午前11時26分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで、執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時26分」

「再 開 午前11時29分」

## △ 自由討議

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、自由討議に入ります。まず、議案第56号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、次に進みます。次に、議案第58号、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案2件の自由討議を終わります。

## △ 議案処理

○委員長（徳田修和君）

それでは、これより議案処理に入ります。

### △ 議案第56号 霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

まず、議案第56号、霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第56号について原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第56号について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### △ 議案第58号 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（徳田修和君）

次に、議案第58号、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第58号、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について反対の立場から討論します。今回の条例改正は、市内に住所を有する者の火葬料、大人13歳以上の料金を5,000円から8,000円に、13歳未満を3,000円から5,000円に、その他の改葬遺骨などの料金1,500円を2,000円に値上げし、市外の者が利用した場合、それぞれ来年4月から値上げする内容となっています。また、令和4年4月からは、13歳以上の火葬料を1万円に、13歳未満は5,000円を6,000円に、市内以外の方の火葬料は、2万7,000円から3万4,000円に、その他の料金も値上げする内容となっています。今、審査の中でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのか不安の中で、市民の暮らしは厳しい状況であるにもかかわらず、今回の条例の改正に伴い、次年度からの値上げと、2年後の値上げまで視野に入れて改正することは問題があると考えます。もう一つの問題は、伊佐北始良火葬場管理組合の火葬料の値上げもしたわけでありますが、そのことに見習っているのではないかとの見方もあります。施設の老朽化による修繕料が見込まれるとの理由でありま

すが、確かに施設の老朽化は避けて通れない問題であります。ある一定程度の努力をすることは当然でございますが、人の尊厳である最後の場所である火葬場の料金の値上げをすることには賛成できないことを申し上げまして私の反対の討論と致します。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

○委員（山口仁美君）

私は、議案第58号、霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加します。まず、この条例改正については、平成2年5月の供用開始から30年間ずっと料金が据え置かれてきた。その間に高齢化の進展、合併に伴う対象地域の拡大等により火葬件数が平成3年度で864件から、令和元年度1,830件など、非常に増大していること、それに伴い、修繕範囲の拡大や火葬炉の設備の修繕等が必要な時期が到来しているということ、そういった社会情勢を踏まえても、受益者負担の原則に基づき適正な価格にする必要があるという観点から、必要なものであると思いますので、この条例については、可とすべきものと思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

これで討論を終わります。採決します。議案第58号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者6名、起立多数と認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で本委員会に付託されました議案2件の審査を終わります。

#### △ 委員長報告に付け加える点

○委員長（徳田修和君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。ある場合は、議案番号とその内容を御発言ください。

○委員（木野田誠君）

議案第56号についてですが、新型コロナウイルス感染症の方の対応についてのみの特殊勤務手当ということでありましたが、政府の規則の中には、「若しくはその疑いのある者」とも記してありますので、こういう疑いの在る人との接触等についても、今後考慮していただきたいというふうに思います。

○委員長（徳田修和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのようにさせていただきます。今回付託を受けた議案2件については10月1日の本会議での表決となっていますので、その日に委員長報告を行います。以上で、本委員会に付託されました議案2件の審査を終わります。

#### △ 所管事務調査 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方

## 税財源の確保を求める意見書の提出について

### ○委員長（徳田修和君）

次に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について所管事務調査を行います。本件は、全国市議会議長会から意見書提出の要望があったことから、その判断を行うため、当委員会において所管事務調査を行うものです。内容については、別紙意見書（案）のとおり、5項目について、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正について、要望するものとなっています。なお、他市の状況としましては、現在、少なくとも全国で35市が意見書を可決しているようです。

### △ 自由討議

### ○委員長（徳田修和君）

それでは、本意見書の取扱いについて、自由討議に入ります。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時39分」

「再開 午前11時41分」

### ○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。自由討議を続けます。御意見はありませんか。

### ○委員（有村隆志君）

今回の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書ということで、その前に、全国市議会議長会の会長野尻哲雄さんのほうから文書が参っていますので、これが今回の大きな趣旨だと私も思います。新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、わが国は、戦後最大の経済危機に直面しています。地域経済にも大きな影響が及び、地方税・地方交付税の大幅な減収等により、今後の地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しいものになることが、確かに本市でも予想されます。地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供するため、地方税・地方交付税等の一般財源総額の確保を強く国に求めて行く必要がありますと、そのように私たちもそのように思います。つきましては、各市区議会におかれましては、この趣旨を御理解いただき、ということでそのまま読みましたが、国の施策でたくさんものが、国から言ってくるのに、市の負担が増えているという状況もございますので、ぜひそういうことも含めて、地方税財源の確保を求める意見書の趣旨に賛成いたします。

### ○委員長（徳田修和君）

今、有村委員のほうから取扱いについては、意見書を提出する方向がいいのではないかという旨の御意見がありましたけれども、ほかにこの意見書に関する御意見等はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終わります。

### △ 意見書採決

### ○委員長（徳田修和君）

次に、本意見書について、当委員会で採決するか、あるいは継続するかをお諮りします。採決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

### ○委員長（徳田修和君）

それでは、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確

保を求める意見書」について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

討論なしと認めます。採決します。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、別紙案のとおり意見書を提出すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

御異議なしと認めます。したがって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、全会一致で別紙案のとおり意見書を提出すべきものと決定しました。ただいま、意見書を提出すべきものと決定しましたので、総務環境常任委員長名で意見書を議提として提出することになりますが、意見書については、別紙の案のとおりでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのように致します。字句や言い回しなどの調整については、委員長に御一任値がいたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのように致します。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣あてとなっておりますが、意見書案のとおりでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのように致します。また、本会議での趣旨説明は、委員長が致したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのように致します。

## △ 委員長報告

○委員長（徳田修和君）

次に、所管事務調査に係る委員長報告について協議します。本日の所管事務調査に関する委員長報告はどのように取り扱いますか。しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時46分」

「再 開 午前11時47分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。委員長報告は、所管事務調査の内容を議提の提案理由の中に織り込むこととし、委員長報告を単体としてはしないという方向でよろしいでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

それでは、そのようにさせていただきます。本来委員長報告をする場合は、所管事務調査に付け加える点を委員の皆様から御発言いただいているのですが、提案理由の中に何か付け加える点として何か御意見はございませんか。

○委員（前川原正人君）

1点だけ、先ほどの議論の中でもありましたが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのか分からないという文言がほしいと思います。新型コロナウイルス感染症によって財源が地方のほうは少なくなっていく。だから国としても責任を負っていただきたいとこの中ではあるのですが、例えばいつ収束するのかというのは流れの中でいていただきたい。同じことなのですが。

○委員長（徳田修和君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時48分」

「再 開 午前11時50分」

○委員長（徳田修和君）

再開します。ただいまの前川原委員の御発言は、表現の問題であると思いますので、後ほど調整させていただきたいと思います。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

○委員長（徳田修和君）

今回、提案する意見書につきましては、委員長報告と同じく10月1日の本会議において行いたいと思います。以上で意見書提出に係る所管事務調査を終わります。

#### △ 閉会中の所管事務調査

○委員長（徳田修和君）

次に、閉会中の所管事務調査について、協議します。具体的な調査項目等の御意見はありませんか。休憩します。

「休 憩 午前11時51分」

「再 開 午前11時52分」

○委員長（徳田修和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査については、「その他総務環境常任委員会の所管事項」とすることよろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

#### △ その他

○委員長（徳田修和君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

なければ、以上で、本日の総務環境常任委員会を閉会します。

「閉 会 午前11時56分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 徳田 修和